

授業づくりコーディネーター活用Q & A

『学習指導課「授業づくりコーディネーター」活用事業Q&A』より

Q1 「授業づくりコーディネーター」の授業を参観したり、授業公開に参加したりするためには、どのような手続きが必要ですか？

参観を希望する職員の所属校の校長から、「授業づくりコーディネーター」の所属校の校長へ直接依頼して日程を調整した上で、授業参観をしてください。なお、授業公開の期間は、学習指導課のホームページ等において公表します。

Q2 研修会で講師を依頼する場合、どのような手続きが必要ですか？

特別な手続きは定めていません。Q1の依頼と同様の手続きをしてください。

Q3 「授業づくりコーディネーター」からは、どのような支援が受けられますか？

「授業づくりコーディネーター」は、依頼に応じて、校務に差支えない範囲で出張し、支援を行います。

- ・授業への助言を行います。 ・実験・実習等の指導・助言を行います。
- ・研修会の講師を務めます。 ・教材・資料等の提供を行います。

Q4 派遣依頼をした場合、「授業づくりコーディネーター」に旅費は誰が支給しますか？

学習指導課から、予算の範囲内で旅費を支給します。

Q5 「授業づくりコーディネーター」を活用した場合の報告はどのようにしますか？

二次元コードにより、報告をお願いします。活用した学校は、活用後10日以内を目安に報告してください。報告は、時期や内容、参加人数等です。

Q6 北総地区以外の「授業づくりコーディネーター」の授業参観、派遣依頼は可能ですか？

管内を基本としますが、「授業づくりコーディネーター」の校務に支障のない範囲で在籍校が了承した場合は可能です。

Q7 「授業づくりコーディネーター」の詳しい情報は？

千葉県教育委員会のホームページで紹介しています。



子供たちの学びの未来のために